

庁議付議事案書

開催・平成29年3月29日

所管部課	都市建設部 土木課	部長	内藤峰雄	
件名	東大和市狭い道路整備規程の全部改正について			
		区分	1審議事項	<input type="radio"/> 2報告事項
関係事項	条例規則 「東大和市地区計画等で決定した道路の整備規程(訓令)」			
部課機関	都市計画課			
1. 要旨	<p>昭和55年に制定された現規程について、建築基準法との整合性を図るため、内容を全面的に改正するものである。</p>			
(1) 主な改正点	<ul style="list-style-type: none"> ① 道路法で認定された道路で、かつ建築基準法第42条第2項に該当する幅員が4メートル未満の道路を対象とする。 ② 道路角切りについて、東京都の建築安全条例に該当するものを対象とする。 ③ 道路拡幅用地及び角切り用地はすべて市に寄附するものとし、工作物等の移設、撤去、測量、分筆登記に係る費用については土地所有者の負担とする。なお、所有権の移転登記は市で行う。 ④ 整備工事については、所有者等が自主的に行う場合を除き、市の費用で行う。 			
(2) 施行日	平成29年4月1日			
(3) 整備についての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ① 東京都の建築行政に合せ、狭い道路の拡幅整備を積極的に進めていく。 ② 整備工事費については、道路補修事業費の道路補修費(単価契約)で対応する。 			
(4) 影響及び効果	改正することにより、規程と実務との整合性が図られるとともに、狭い道路整備を促進することができる。			
2. 経過(現時点に至るまでの経過)	<p>昭和61年3月、平成2年8月に改正(文言整理) 平成22年9月に改正(街づくり条例関連) 平成29年2月8日、東京都多摩建築指導事務所協議済 平成29年2月20日、副市長指示伺い済</p>			
3. 留意事項(問題点等)	東京都の建築指導課と連携し、建築行政に合わせた狭い道路整備を図っていく必要がある。			
4. 主管部処理案(検討結果等)	庁議終了後、速やかに事務手続きを行う。			
5. 審議結果				

注: 定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。